

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和元年9月1日～9月30日分)

令和元年10月18日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
農林業センサス	農林水産大臣	承認事項の変更 2020年調査の実施から、農山村地域調査票(農業集落用)の調査方法について、従前の民間事業者を經由した郵送・オンラインによる調査(これにより調査できない場合は、地方農政局等を經由した調査員調査)のほか、地方農政局等の職員による調査を追加	R1.9.26

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。